蟹江町議会総務建設常任委員会会議録

招集日時	令和８年６月９日（火）午前９時			
招集場所	蟹江町役場　３階　協議会室			
出席委員	委員長	三浦知将	副委員長	多田陽子
	委員	石原裕介	委員	吉田正昭
	委員	伊藤俊一	委員	安藤洋一
	委員	佐藤茂		
欠席委員	なし			
会議事件説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	加藤正人
	総務部長	鈴木孝治	総務課長	藤下真人
	税務課長	服部幸太		
	上下水道部長	石原己樹	次長兼下水道課長	北條寿文
	水道課長	東方俊樹		
	消防長	竹内豊	消防次長兼総務課長	三谷克利
職務のため出席した者	議長	伊藤俊一	議会事務局長	萩野み代
	書記	荒木慎介	主事	大河内里帆
付託事件	議案第26号　蟹江町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について 議案第27号　蟹江町税条例の一部改正について 議案第28号　蟹江町都市計画税条例の一部改正について 議案第33号　蟹江町下水道事業の設置等に関する条例及び蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について 議案第34号　蟹江町水道事業給水条例の一部改正について 議案第39号　蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について			

○委員長　三浦知将君

皆様、おはようございます。

総務建設常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

本日は、付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査についての打合せを行いたいと思いますので、ご協力お願いいたします。

議員のタブレット及び理事者の皆様に、議案第34号に関する請求資料が配付されております。

定足数に達していますので、ただいまから総務建設常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は６件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長　横江淳一君

改めて皆様おはようございます。

総務建設常任委員会開催の前に一言だけご挨拶を申し上げたいと思います。

梅雨の中休みでしょうか、ちょっと蒸し暑い日が続くようでありますが、さきの防災訓練もありましたように、いつ起きるか分からない災害に対して、絶えず練習を重ねるというのか、そういう経験をたくさんしていくことによって、大難が小難になるというふうな昔から言われておりますが、という話をしている間に、南方のフィリピンで大きな地震が起きました。日本にも津波という影響がなかったようでありますが、大きな災害は日本では起きなかった。でも、プレートが同じプレート、フィリピンプレートに一部かかっておりますので、ある意味日本にも警戒感が今漂っている、そんな状況の中であります。

我々地方自治体としても、町民の皆さんと一体となって、また安心・安全なまちづくりを一緒につくっていけるような、そんな体制をこれからも構築していかなければならないというふうに思っています。

今日は案件が６件、いずれも重要な案件でございますので、慎重審議のほどよろしくお願い申し上げ、一言、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　三浦知将君

横江町長、ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにしていただくよう、よろしくお願いします。

本日の会議は配付した次第により行います。

議案第26号「蟹江町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長　鈴木孝治君

補足説明はございません。慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長　三浦知将君

それでは、補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○副委員長　多田陽子君

お尋ねします。

この３ページのところにあります、規則で定める大規模災害での作業というのは町内での作業なのか町外での作業なのか、何を指すのかを具体的に教えてください。

○総務課長　藤下真人君

ただいま多田委員から、規則で定めるものについて町内か町外かというご質問をいただいたと思いますので答弁させていただきます。

第３号の、規則で定める大規模災害での作業につきましては、こちらにつきましては町外を想定しております。

以上です。

○副委員長　多田陽子君

ということは、町外での作業になると、一番上のところの災害対策本部が設置された町外への派遣と規則で定める大規模災害の町外での作業というのがどのように違うのかも教えていただきたいです。

○総務課長　藤下真人君

ただいま多田委員からご質問いただきました違いについて答弁させていただきます。

まず、第３号のほうがまず分かりやすいと思いますのでそちらのほうでご説明させていただきますが、こちらは、現状でも、例えば災害救助法を適用された大規模な災害というところで、大きな災害に指定されたものに出て行くもの。例えば、蟹江町の職員でも、今、愛知県で対口支援で、実績としましては能登半島地震等で派遣をさせていただいた、そういったときに支給するものになります。

第１号の、災害対策本部が設置された町外への派遣というのは、あまり件数として過去にはないんですけれども、例えばというお話をさせていただきますと、町外で災害対策本部が設置されたところに派遣という言葉、具体的には災害対策本部というのは台風が接近、直撃とかそういったところでも災害対策本部というのは設置されますので、その後に被害が起きたとき、軽度という表現はふさわしくないかもしれませんが、そういったところに町の職員

を派遣する場合にこちらの第１号のほうを適用して支給するということになります。

以上です。

○副委員長　多田陽子君

いろいろと分かりました。

では、今回の改正では、町内でのそういう災害の際の特殊勤務ということに対しては、特に手当などはないということで理解してよろしいですか。

○総務課長　藤下真人君

はい。多田委員のおっしゃるとおり、今回の改正において町内の職員については対象になっておりません。

以上です。

○副委員長　多田陽子君

すみません。要望といいますか、実際に災害が起きた場合に町内でどのようになるかとか、あと、町外への派遣というのももちろんなんですけれども、災害っていろいろな形があって、蟹江町の場合は川があったりとか橋があったり、また、町外から出勤してくださる職員さんもたくさんいらっしゃる中で、蟹江町内に、一度出勤するのが難しくなってしまう環境なども考えられると思いますので、今後、県内で統一してといいますか、どこの職員さんだったら移動ができなくなるよねとか、出勤できなくなるよねといった話を、何と言うんですか、複合的にというかみんなで協力して、いろいろな市町で協力しながら災害のときに対応できるように、ベストを尽くせるように話し合っていただければなと思います。よろしくお願いします。

○総務部長　鈴木孝治君

ご提案ありがとうございます。

現在、市町村の職員が、例えば近隣の市町村に派遣するとかそういうのは、自動的に外に行くというのはないんですけれども、今あります制度としましては、愛知県の職員の方が、恐らく自宅から近い市町村に割当てみたいな感じでされていまして、例えば蟹江町にも何人かの県の職員の方が、大規模災害が起きたときには自動的にこちらに出勤するという制度がございますので、恐らく、多田委員が今おっしゃられたのは、それは市町村の職員をということなんですが、一応、県の職員の方はそのように今、情報収集係とかそんな感じで来ていただくんですけれども、そういう制度はございます。

以上でございます。

○委員長　三浦知将君

他に質疑はございませんか。

（発言する者なし）

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号「蟹江町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第27号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長　鈴木孝治君

補足説明はございません。慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長　三浦知将君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員　佐藤　茂君

それではちょっと38ページのところで、優良住宅地は蟹江町にあるのかないのか、あったとしたらどこなのか。

それから、特定暗号資産というこれですけれども、これ、例のビットコインのことかなんか、そこら辺をちょっと、申し訳ないですけれどもお聞きしたいです。

○税務課長　服部幸太君

今、２点ですね、優良住宅地の関係と特定暗号資産の関係でご質問いただきましたが、優良住宅地につきましては、蟹江町では該当はないというふうに聞いておりますので、また今後は、その該当するような地区があればこちらのほうは適用することになるかと思っております。

次に、特定暗号資産のほうですけれども、おっしゃられたとおり、いわゆる仮想通貨というもので、主なものはビットコインとかイーサリアムというものに該当するものとなります。

以上となります。よろしくお願いします。

○委員　佐藤　茂君

はい、分かりました。

○委員長　三浦知将君

他に質疑はございませんか。

○委員　吉田正昭君

固定資産税の件なんですが、今回、家屋が免税点ですね、20万円から30万円というふうに

変わったということと、償却資産が150万円から180万円ということで引き上げるということなんですが、例えば、家屋、その20万円から30万円に上げる対象の件数ってそんなにないような気もするんですが、税収としてはほとんど影響がないというふうに考えますがどうですか。

それからもう一つ、この償却資産は、これ、申告に基づくのか、それとも申告に基づいて、課税台帳にあるものに対して適用していく。当然課税台帳にあるということなんでしょうかね。お願いします。

○税務課長　服部幸太君

固定資産税の免税点の引上げの関係でご質問をいただきましたのでご回答させていただきます。

こちらのほう、免税点が家屋であれば20万円から30万円、償却資産について150万円から180万円に上がるという関係でですが、こちらのほうは税収にはほぼ影響はないというふうに検討しております。

また、償却資産の登録ですけれども、申告書に基づいた課税台帳の登載ということを行っておりますので、まずは申告が大前提となってきます。申告をされたものについて、課税台帳に登載した際に、この免税点なのかどうかというのをまた検討させてもらうことになりますので、その上で、免税点以下であれば課税をしていかないという形になるかと思います。

以上となります。

○委員　吉田正昭君

この償却資産というのは、例えば蟹江町内で総額どれぐらいなもんでしょうかね。ちょっと分かりますかね。

あと、収入というか徴収金額ですね、これも分かれば教えていただきたいんですが。

○税務課長　服部幸太君

今のご質問ですけれども、ちょっと、現在手元に資料のほうを持ち合わせておりませんので、また後日報告させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員　吉田正昭君

はい、お願いします。

○委員長　三浦知将君

他に質疑はございませんか。

（発言する者なし）

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号「蟹江町税条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第28号「蟹江町都市計画税条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長　鈴木孝治君

補足説明はございません。慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長　三浦知将君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員　佐藤　茂君

ちょっと、２ページなんですけれども、改修実演芸術公演施設、これも蟹江町、関係ない話ですね、これ。よろしくお願いします。

○税務課長　服部幸太君

今までのが改修実演芸術公演施設という部分になっていたものですが、こちら確かに蟹江町のほうには該当する施設はございませんでした。

その後は改修特別特定建築物というもので範囲のほうが広がるんですけれども、そちらも現在のところ蟹江町では該当ありません。

以上になります。

○委員　佐藤　茂君

はい、分かりました。

○委員長　三浦知将君

他に質疑はございませんか。

（発言する者なし）

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号「蟹江町都市計画税条例の一部改正につ

いて」は原案のとおり決定いたしました。

それでは、職員の入替えがございますのでしばしお待ちください。

それでは、議案第33号「蟹江町下水道事業の設置等に関する条例及び蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○上下水道部長　石原己樹君

補足説明はございません。慎重審議のほうよろしくお願いいたします。

○委員長　三浦知将君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（発言する者なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号「蟹江町下水道事業の設置等に関する条例及び蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第34号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○上下水道部長　石原己樹君

議案第34号につきましては資料請求がございましたので、先日、タブレット配信のほうをさせていただきました。

内容につきましては料金改定に伴う比較として、主な口径である13ミリメートル、20ミリメートルの各水量とその現行料金、改定後料金、増加額を記したもので、もう一つが近隣事業体との比較でございます。同じ口径、水量について、蟹江町近隣の海部南部水道企業団、津島市との新料金との差額のほうを記したものをお配りさせていただきましたので、こちらをご参照のほうよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長　三浦知将君

補足説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員　石原裕介君

一応、資料はもらっているんですけれども、どのように変わったのか、また、どれぐらい値上げするのか。値上げして１年間どれぐらいの収益を見込まれているのか教えていただきたいと思います。

○水道課長　東方俊樹君

では、どのように変わったかというところのご説明をさせていただきたいと思います。

今回の改正によりまして、現行では基本水量、２か月で20立方メートルまでは同金額というところだったところを、口径別と、あと、従量水量というところで、１立方メートル当たりからもう料金がかかってくるというような改正をしているところでございます。

資料としてお渡しさせていただきました１ページペラのものを見ていただくといいんですが、料金改定に伴う比較ということでお出ししておりまして、実際、口径13ミリメートル、20ミリメートルというところで使用水量によって金額が上っておるんですが、改定率としましては、一番右の欄というところで、倍率が1.22だとか1.43とかというところが金額のほうが上がっているというような状況にはあります。

個別に見ますと、こういったそのばらつきはございますが、相対的には25％アップと、料金、使用料アップというところで計算されたもので今回お出ししているというところでございます。

今まで現行が、年間６期ございますが、町税としましては１億2,000万円ほど、１期当たりでございまして、それがアップというところなんですが、すみません、そこまでの数字をお出ししていないもんですから、すみません、申し訳ありませんが、金額のアップというところにはなります。

あと、その表のほうで、すみません、ちょっと分かりづらい部分があると思います。補足でまず説明させていただきたいんですが、近隣事業体との比較なんですけれども、この海部南部水道企業団、津島市というふうに上がっておりますが、こちらに関しましては差額という部分でプラス表記になっているようなところがございまして、これ、蟹江町よりプラスではなくて、他の事業体のほうが多いという表記になっていまして、ちょっとややこしいですけれども、すみません、そういった形の資料とさせていただいていますので、またご参照いただければと思います。

以上でございます。

○上下水道部長　石原己樹君

すみません、補足になりますが、料金的には先ほど課長がご説明しましたけれども、１期当たり大体１億円ぐらいで、年間でいくと６億1,000万円ぐらいの料金収入がございます。その25％ということで、大体年間1.6億円ぐらいですね、それぐらいの上昇を見込んだ料金

改定となっております。

以上でございます。

○委員長　三浦知将君

他に質疑はございませんか。

○委員　吉田正昭君

富吉が海部南部水道から一部給水してもらっていると思うんですが、今回の蟹江町の料金改定には関係なく、今まで海部南部水道の料金を払っておるという解釈でいいですか。

○水道課長　東方俊樹君

吉田委員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○委員　吉田正昭君

今回、水道料金値上げに当たって審議会を４回開いて答申に基づいての値上げということになると思うんですが、この中で、今回は令和９年から５年を目安に25％上げるということですよね。その後、何かこれ見ていますと、その時点、令和12年、令和13年ですか、ここでまた25％上げなきゃいけないような内容もあったんですが、その辺はどう考えてみえますか。

○水道課長　東方俊樹君

令和13年以降の料金改定のお話なんですが、今回、その相対的に25％アップ、料金改定というところなんですけれども、今後の経営状況だとか社会情勢等いろいろ検討しなきゃいけないところは多々あると思うんですが、次回はそういった現状をまた加味しつつ、慎重に検討を行いながら料金改定ということを進めていきたいというふうに考えておりまして、今、現状では25％アップという――またさらにということありますが、しっかりその検討をしていきながら、本来の金額が、どれが適正なのかというところも含めて検討していくというのが、考えとしては持っておるところでございます。

以上です。

○委員　吉田正昭君

蟹江町水道事業経営戦略に基づくと、今回値上げするから、単純に言うと赤字にはならないよということだと思うんですが、その10年後を見ていますとどうなるかなという資料も出ているんですが、この人口減少と、それから水道も使う、今回、事業所も料金改定されているんですが、事業所等々の数字からいくと、思うように収入っていうか上がるのかなという、ちょっと不安なところがあるんですがどうですか。

○水道課長　東方俊樹君

先ほどのご質問、今、13ミリメートル、20ミリメートルではなくて大きなところというところでお答えということでよろしかったかと思うんですが、口径別で、口径大きくなれば基本料金も上がっていく。使っただけその水量はかかっていくという中で、今現状、シミュレ

ーションとかもさせていただく中で、同じ水量を使ったというところでさせていただくと、基本的にはやはりアップしていくというところになりますので、その上げ幅もやはり大きかったりとか少なかったり、その、やはり水量によって大分違うことになります。個別対応、個別として出さなきゃ分からないというところがございますが、相対的には皆さん上がっているというのは間違いないというところというふうに認識しております。

以上です。

○委員　吉田正昭君

例えば数字で申し訳ないんですけれども、13ミリメートル、20ミリメートル、それからあと25ミリメートル以上ですね、この比率、割合は分かりますか。

○上下水道部長　石原己樹君

委員のご質問のほうにお答えさせていただきます。

先ほどのご質問のことと関係するんですけれども、蟹江町の場合、いわゆる一般家庭が使っている13ミリメートルと20ミリメートル、これで大体約90％以上の割合を占めているという。実は、いわゆる集合マンションも13ミリメートルとして計算しているんですけれども、ほぼ８割、９割が、いわゆる13ミリメートル、20ミリメートルのメーター口径という形になっております。

その関係で、なるべく薄く広くというわけではないんですけれども、そういった形で上昇、改定のほうをさせていただいて、全体として、料金として上がっていくような形を取らさせていただいております。

以上でございます。

○委員　吉田正昭君

90％も一般家庭ということで、事業所は10％ぐらいということの比率ですよね、そうすると。

そうすると、今回負担がかかるのは一般家庭の方に負担がかかるというふうに、例えばこれ、大口使用者の水量料金比率を引き下げることが妥当であるということも書いてあるんですが、今回は一般の方に負担がかかるというふうに解釈していいんですか。

○水道課長　東方俊樹君

今のご質問に、答弁させていただきます。

やはり水量を使うことによって増えるということがまず今回大きなところがございます。二部料金制というところになっておりますので。今まで１か月当たり10立方メートルであれば同じ金額であったところが、１立方メートルでも使えばもちろん上がってしまうというところはございます。

その中でも、先ほど部長もお話をさせていただきましたが、広く薄く取っていく。料金を適正化しながら未来の安全な水を守っていくというところで、今回改定させていただいてい

るところでございます。

以上でございます。

○上下水道部長　石原己樹君

ただいまの課長の補足になりますが、先ほども言ったように、なるべく広く薄くということもあるんですけれども、負担の割合で言いますと、今までは水道料金ということで13ミリメートルだとか大きな工場の50ミリメートル、75ミリメートルとも基本水量の同じ金額と従量料金、同じ金額で同じ負担だったものが、今回からは口径別の基本料金を設定しましたので、一般家庭についてはなるべく負担が少ないような形にはなっていますが、大きな口径ほど基本料金がいわゆる率としては大きく上がってきますので、計算上、負担の割合としてはああいう大口径で水を使うところの負担の割合としては大きくなってくる。ただし、町全体の割合で言うと13ミリメートル、20ミリメートルのメーターをつけているところが多いですから、そちらのほうはなるべく薄く広くじゃないんですけれども、そういった形で負担をお願いするという形を取らさせていただいております。

○委員　吉田正昭君

使っただけ負担がかかるよということの解釈で、それに基づいて料金も支払ってもらうということですね。

それで、例えばこれ増収になると思うんですが、増収になる分のその金額に対しての工事なんですが、工事が増えるんでしょうか。それとも、今、人件費も上がってきますし資材等々も上がってきますので、その値上げの負担分で終わってしまうのか、その辺はどうなんですか。

○水道課長　東方俊樹君

工事の件ですが、こちら、今、実際工事としては、管に対して、全長で約200キロメートル水道管のほうあるんですけれども、そちらの部分で２％ぐらいの改修をしているような状況です。これも耐用年数もう40年という中で、結局２％やっていてもずっとその工事をしていかなあかんというような状況ではあるんですが、今、実質確かに物価高騰だとかそういったところでちょっと制限されるところもございますが、事務的なところも含めて言うと、今、大体２％を何とか死守しながら、３億円程度の金額の工事費というところは続けていきたいというふうに考えておりますし、その管の工事だけではなくて、今、施設工事もございましては、中央管理棟等の工事、電気工事だとかそういったこともございますので、そういったことに使っていきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○委員　吉田正昭君

やはり水道、水って生活上大事なものですので、これをもう維持するっていうのは非常に大変なことですし、全国的にも何か大変な事態がこれから起こるんじゃないかなということ

で、資料も見させていただくと、各市町も市町村も値上げをしているので値上げは仕方がないかなとは思うんですが、ただ、増収分に見合うだけの、先ほどの工事等々をしっかりしていただかないと、耐震化の問題もありますし、水道も大分、タンクも古くなってきておるし、機械も古くなってきておると思うもんで、そういう関係の補修もデータとして出ているんですが、やはり値上げをする以上、きちんとした姿勢で臨んでいただいて、住民の方に水が滞らないようにお願いしたいと思います。

あと、有水率だったっけ。有収率だったっけ。これがちょっと低いような気がするので漏水が多いんじゃないかということも言われているんですが、これによると、それよりも新しい管を入れて、そのほうが有収率が高まるんじゃないかなというふうにもなっているんですが、やはり漏水ということにもちょっと気をつけていただいて、頑張っていただきたいなと思います。

以上です。

○委員　石原裕介君

教えていただいていいですかね。

基本料金が口径によって今までは同じだったんですよね。これからは口径のあれによって基本料金が変わっていくんですよね。この、海部南部と津島は一緒ですか。基本料金は同じなのか。これから蟹江が変えていくほうと一緒なのか、分かれば教えていただきたいのと、水道料金が上がるということは下水道料金も上がるということですよね。すみません、２つ。

○水道課長　東方俊樹君

海部南部水道企業団と津島市に関しましては、それぞれ基本料金は違う設定をしております。口径別になっておりますが、設定としては違う状況になっています。

あと、下水道に関しましては、全くこちら水道料金だけですので、下水道料金が上がるということはございません。よろしくお願いします。

以上でございます。

○委員長　三浦知将君

他に質疑はございませんか。

○委員　安藤洋一君

吉田委員の質問に関連してくるんですけれども、先ほど答弁された寿命40年ぐらいってことですかね。で、２％。ということは追いつかないですね。80％。ということは、あとの20％やるのに50年かかるということで不安が残るんですけれども、この辺はやはりあれですか、そういうのは予算的なもので致し方ないんですが、できりゃ、３％に上げりゃね、余裕を持って、寿命の前に交換できるのかなと思うんですけれども。その辺の不安が残るんですけれども、そこはどういう考えで。

○水道課長　東方俊樹君

では、お答えさせていただきます。

耐用年数のお話はさせていただいたんですが、実際、その、耐用年数もありますが、日常的にしっかり使っていけるかどうかということも重要なところでありまして、優先度を見ながら今工事をしているような状況です。

なので、まずは、やはり計画的にやっていく。その金額的なところも要りますので、やはりかなり時間もかかってしまうので、計画的に、優先事項を考えながら工事をしていくべきだなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長　三浦知将君

他に質疑はございませんか。

（発言する者なし）

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

それでは、議案第39号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○消防長　竹内　豊君

本議案についての補足説明はございません。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長　三浦知将君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○副委員長　多田陽子君

これは公務等で消防団員の方がお亡くなりになった場合の話だと思うんですけれども、公務に就いたときから何日以内とかそういう規定はあるんでしょうか。

○消防次長兼総務課長　三谷克利君

ただいまの件についてお答えさせていただきます。

こちらの何日以内というご質問だったかと思いますけれども、こちらは特に明確な基準は

ありません。消防になって何年未満、そういったもの、５年、10年、15年、そういった刻みと、あとは階級ごとによって補償基礎額というものが変わってくるんですけれども、その補償基礎額が、もう５年未満であれば最低で１万円というふうになってございますので、何年何日でこれは対象になるといったものはございません。

以上でございます。

○委員長　三浦知将君

他に質疑はございませんか。

○委員　吉田正昭君

すみません。蟹江町の消防団員等ってあるんですが、等がちょっと気になったもんで、等っていうことは消防団員以外にも当てはまるケースがあるという解釈でいいですか。

○消防次長兼総務課長　三谷克利君

ただいまの件にお答えさせていただきます。

消防団員等で、おっしゃるとおり、消防団員以外でも、火災とか救急とかそういったものにお手伝いをしていただいた一般の方、住民の方、そちらも対象になりますので、消防団員等というような表記になってございます。

以上でございます。

○委員　吉田正昭君

当然のことだと思うんですが、例えば、その消防団員の人に傷害保険等は、今、会社でもいろいろな保険がありますよね。その中で、当然消防団員の方、危険な場所へ出動等されるんですが、傷害保険等、傷害保険ですね、そういう保険は掛けてみえますかね。

○消防次長兼総務課長　三谷克利君

ただいまの件についてお答えさせていただきますが、負担金という形で年度初めに消防団員も含めて全住民に対して保険を掛けてございます。金額についてはちょっと今、資料がないんですけれども、たしか数百万円単位だったかと思います。すみません。

以上です。

○委員　吉田正昭君

今のお話しですと、全住民ということで消防団員に特化した保険は掛けていないということでいいですか。

○消防次長兼総務課長　三谷克利君

ただいまの質問ですけれども、消防団員に特化したものも掛けてございます。消防団員も含めて全員、蟹江町の住民に対して保険を掛けているといったことでございます。

金額がそれぞれ違いまして、消防団員はちょっと手厚い金額で、住民に対しては1.5円、２円といった金額で保険を掛けてございます。

以上でございます。

○委員　吉田正昭君

消防団員の方は仕事を持ちながら一生懸命やってみえるし、県の操法大会が蟹江町で開催されるんですかね。一生懸命やってみえるもんで、やはり、何かあったときの手厚い補償というか、は、必要だと思うもんで、その辺を今後も気をつけていただいて、金額等は多くしてもらったほうがいいと思いますのでよろしくお願いします。

○消防次長兼総務課長　三谷克利君

ただいまのは質問ではないかと思うんですけれども、例えば消防団員の方が操法大会とかでけがをされた場合、そういった方に関しては完治するまでちゃんと公費で補償をするといった内容になっていますので、委員がご心配されているようなことは大丈夫かと思います。

以上でございます。

○副委員長　多田陽子君

すみません、先ほど私の言い方が悪かったんですけれども、公務等というか、事故に遭われた日から集中治療室とかに入られて３日後にお亡くなりになったとして、そうしたら、その３日間の間は、先ほどおっしゃっていたように保険等で賠償が効いて、そして、その３日後にはこの33万円が支払われると。お亡くなりになった場合。それが仮に１週間後になった場合でもそうなって、１年後とか、10年間とかずっと入院治療を続けられたけれども、それが原因でお亡くなりになってしまったとかいうことになった場合がどうなのかということを教えていただきたいです。

○消防次長兼総務課長　三谷克利君

ただいまの質問でございますけれども、３日後、１年後にお亡くなりになったとしても、公務に起因するものであれば、この葬祭補償は受けられることになってございます。

以上でございます。

○委員長　三浦知将君

他に質疑はございませんか。

（発言する者なし）

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本委員会へ付託をされました案件は全て終了しました。
なお、委員長報告の作成については、私にご一任お願いします。
これで総務建設常任委員会の審査を終わります。
ありがとうございました。

（午前９時49分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務建設常任委員長　　三　浦　知　将